

## 都市部における重要文化的景観の保全・整備に関する研究

## —宇治市・金沢市・岐阜市における景観コントロールの実態—

## A study on the conservation and improvement of Important Cultural Landscapes in urban areas

## —Reality of landscape control in Uji City, Kanazawa City and Gifu City—

○金子晟也<sup>1</sup>, 川島和彦<sup>2</sup>\*Seiya Kaneko<sup>1</sup>, Kazuhiko Kawashima<sup>2</sup>

In recent years, it has been increasing selection of Important Cultural Landscapes in urban areas. Important cultural landscape systems, requires the creation of landscape planning based on the Landscape Act. In addition, simultaneous operation of the Plan for the Maintenance and Improvement of Historical Scenic Beauty based on the Act Concerning the Maintenance and Improvement of Historic Scenery has been made in urban areas. Therefore, control of the complex landscape that spans the 3 plans have been made. In this study, we clarify the control of the actual condition of the landscape that spans the 3 plans.

## 1. 研究の背景および目的

近年、棚田や里山に代表される地域の生業や風土と密接に関わる景観は、「文化的景観」といわれ、その価値が認識されるようになってきた。2005年に施行された重要文化的景観制度(以下、重文景観制度)では、景観法にもとづく景観計画区域または景観地区に位置づけられた文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観<sup>\*1</sup>(以下、重文景観)として選定している。施行当初は農村部を中心に選定が行われてきたが、今日では選定の幅が広げられ、都市部の選定事例も見受けられるようになってきた<sup>[1]</sup>。

一方で、都市部のこのような景観保護に係る法制度として、ハード・ソフト両面の事業支援を目的とした歴史まちづくり法<sup>\*2</sup>があげられる。重文景観制度と保護目的が類似していることから、実際に都市部の選定事例では、歴史まちづくり法にもとづく歴史的風致維持向上計画(以下、歴まち計画)との併用が行われている。

しかし、都市部において重文景観制度を運用していくにあたって、何を保全しどのように整備していくのかは自治体に委ねられており、運用方を模索している部分も多く、その運用実態は定かではない。

そこで本稿では、3事例<sup>\*4</sup>を対象とした行政資料等の文献調査およびヒアリング調査<sup>\*3</sup>により、重文景観制度にもとづく文化的景観保存計画と景観計画、歴まち計画の併用による景観コントロールの実態を明らかにすることを目的とする。

## 2. 各計画の関係

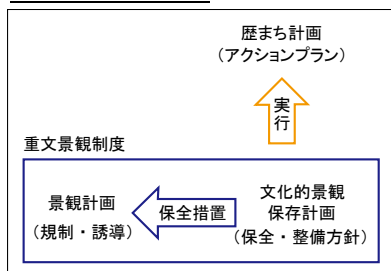


Figure1 Relationship of each plan

3事例に共通する重文景観保護の方策として、①文化的景観保存計画による「保全・整備方針」の明確化、②景観計画の景観形成基準による建築行為等の「規制・誘導」、③景観整備の「アクションプラン」としての歴まち計画によって成り立っている現状がわかった。

## 3. 重文景観の選定範囲の特徴

Figure2-①より、3事例に共通して重文景観の選定範囲には、中世・近世以前に造られた道路や総構え<sup>\*5</sup>が継承されており、歴史的な地割や町割が残っていることが特徴である。また、伝統的家屋<sup>\*6</sup>と地域の生業を象徴する店舗や施設が多く点在していることがわかった。つまり、都市部において重文景観制度は、地割や町割等の面的保全・整備と、建築物等の点的保全・整備を担っていると考えられる。

## 4. 面的保全・整備の実態

## 4-1. 面的保全の対象

Figure2-②より、3事例の文化的景観保存計画における「重要な景観構成要素<sup>\*7</sup>(以下、景観構成要素)」では、「街区」や「町会範囲」といった面的要素の特定が行われている。これらの面的要素には、中世・近世以前に造られた道路が継承されており、歴史的な地割や町割を残している区域となっている。面的要素内において建築物の現状変更は自由であるが、宇治市では当初検討されていた街区内を横断する都市計画道路案が見直されるなど、街区や町割そのものを価値づける意味合いがあるといえる。

また、金沢市と岐阜市では、「町会範囲」として、面的要素の特定が行われている。特に岐阜市では、この町会範囲において、地域の建築制限等を明文化した「まちづくり協定<sup>\*8</sup>」が策定されており、特定により、まちづくり協定の変更に際し、行政との協議を要する仕組みにすることで保護が図られている。

このように、面的要素の特定により、地割や町割、地域のルールをも保全の対象としていることがわかった。

## 4-2. 面的景観整備の実態

Figure2-②より、景観構成要素の道路の多くは、景観計画において景観重要公共施設に指定されている。そのため、文化的景観保存計画の方針に沿って、整備が行われていると考えられる。一方で、歴まち計画では、電線の地中化や公園の整備といった大規模な修景事業を実施しており、文化的景観保存計画の具体策となっている。

つまり、景観計画および歴まち計画が、面的保全を推し進めている実態がわかった。

1: 日大理工・院(前)・建築 Graduate Student, Architecture major, Graduate School of Science and Technology Nihon University

2: 日大理工・教員・まち Associate Professor, Department of Town Planning and Design College of Science and Technology Nihon University

Table1 Overview of the surveyed cases

	京都府宇治市	石川県金沢市	岐阜県岐阜市
重文景観の名称	宇治の文化的景観	金沢の文化的景観城下町の伝統と文化	長良川中流域における岐阜の文化的景観
選定年	平成 21 年 2 月 12 日	平成 22 年 2 月 22 日	平成 26 年 3 月 18 日
面積 (ha)	228.5	292.0	331.9
選定範囲の概要	世界文化遺産に登録された平等院と宇治上神社を含む宇治地区の一部	金沢城跡や兼六園を中心とし、惣構によって現代に伝わる城下町の範囲	岐阜城跡や岐阜公園を含む自然景観と長良川流域文化のもと形成された町並み
景観構成要素の特定数	91 件(うち景観重要家屋は 10 件)	143 件(うち景観重要家屋は 13 件)	104 件(うち景観重要家屋は 15 件)

Table2 Support of the soft surface by the Plan for the Maintenance and Improvement of Historical Scenic Beauty<sup>※10</sup>

京都府宇治市		石川県金沢市		岐阜県岐阜市	
事業名称	内容	事業名称	実施内容	事業名称	実施内容
宇治茶園支援事業	伝統的茶製法の生産支援 161 件	伝統産業技術研修者育成事業	伝統技術研修者および雇用者計 43 名の奨励金の交付	岐阜長良川鶴飼伝承館事業	企画展示等の実施(65 回)
宇治茶品質向上事業	市内外で年3回宇治茶の品評会を実施	金澤町家職人工房開設事業	工芸作家のための貸し工房 2 軒の開設	鶴飼観覧船等の運行事業	毎年 5~10 月の間、観覧船を運行
宇治茶普及啓発事業	茶摘み体験や「宇治茶まつり」の開催	金沢工芸工房開設奨励事業	工芸工房の改修・家賃補助を 2 件実施	伝統工芸「岐阜提灯」復興事業	岐阜提灯の実技演習を 4 回実施

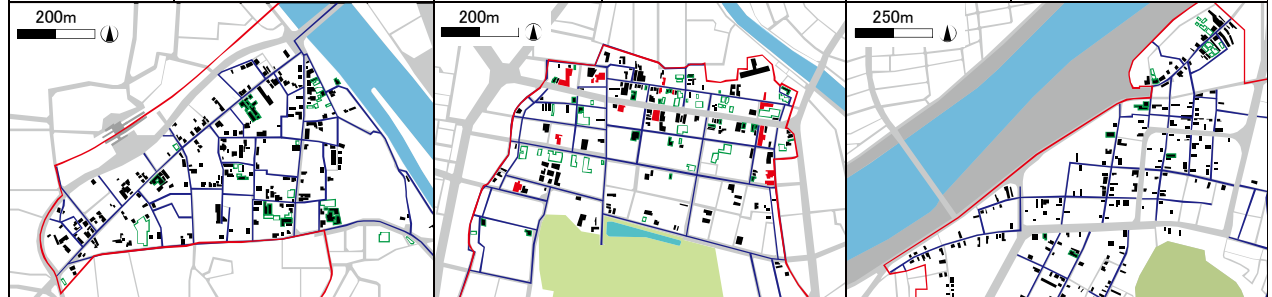


Figure2-① Distribution of traditional houses and the occupation in Important Cultural Landscape

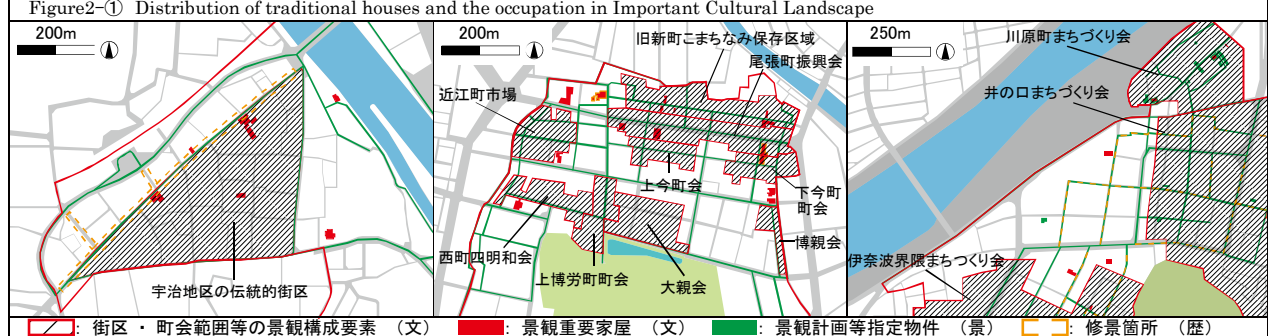


Figure2-② Operational status of 3 plans in Important Cultural Landscape

## 5. 点的保全・整備の実態

### 5-1. 点的保全の対象

Figure2-①より、重文景観の選定範囲には、個人等が所有する建築物等の景観構成要素（以下、景観重要家屋）のほか、文化財等の指定物件、景観計画等の指定物件が点在していることがわかった。

特に、景観重要家屋に着目し、Figure2-①とFigure2-②を見比べると、金沢市では、すべての物件が文化財等の指定状況にあるのに対し、宇治市ではすべての物件が茶業に関連する店舗等の施設となっている。また、岐阜市では、景観計画の指定物件が存在するが、景観重要家屋の特定の際、なるべく多くの建築物を保全するために、他の法制度の指定状況にない建築物を特定したという。

つまり、景観重要家屋の特定方法も自治体に委ねられており、他の法制度と合わせて、幅広く建築物を保全の対象に位置づけていることがわかった。

### 5-2. 点的景観整備の実態

5-1 をふまえて、金沢市と宇治市を比較すると、金沢市では、文化財等の指定状況にあるため、外観保存に努めていく方針であることがうかがえる。一方、宇治市では茶業の継続を条件に建て替えを許容した事案<sup>※9</sup>もあり、伝統的な生業の保護に重点がおかれている。また、3事例に共通して、歴まち計画

の認定事業として伝統的な生業の普及・啓発などの支援が実施されており、「生活景」としての重文景観の整備にも寄与していることがわかった (Table2)。

## 6. まとめ

本稿における調査・分析の結果、都市部において重文景観は歴史的な地割や町割、伝統的な生業のある「生活景」と捉えられており、文化的景観保存計画に「街区」や「町会範囲」、生業に関連する店舗・施設を景観構成要素として特定することで、これらを保全の対象に位置づけている。また、文化的景観保存計画の具体策として、景観計画と歴まち計画によってハード・ソフト両面から整備を推し進めている実態が明らかになった。

【注釈および参考文献】

- ※1 2015 年 3 月末時点で 47 地域が重要文化的景観に選定されている。
  - ※2 正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法」。
  - ※3 金沢市関係部署 (2015 年 3 月 19 日, 8 月 19 日, 直接対面方式)、宇治市関係部署 (2015 年 3 月 20 日, 8 月 3 日, 直接対面方式)、岐阜市関係部署 (2015 年 8 月 4 日・5 日, 直接対面方式)。
  - ※4 2015 年 3 月末時点で選定されている 47 地域のうち、文献調査およびヒアリング調査により、選定の中心が都市部である京都府宇治市、石川県金沢市、岐阜県岐阜市を調査対象事例として選定した。
  - ※5 堀・石垣・塀などによる城下町の外郭のこと。
  - ※6 本稿では、築 50 年以上の木造家屋と定義する。
  - ※7 現状変更等の規制や修理・修繕費の補助の対象となる物件。
  - ※8 法的拘束力をともなわない任意の協定のことで、岐阜市では、川原町地区、鶴飼屋地区、旧城下町地区において策定されている。
  - ※9 「福文茶店・製茶場」のこと、建て替え後、景観構成要素から削除されている。
  - ※10 いずれも歴まち計画認定年 (宇治市:平成 24 年、金沢市:平成 21 年、岐阜市:平成 25 年) から平成 26 年度までに実施されたもの。
- [1] 今村洋一 (2009) 「重要文化的景観における制度運用の全国的実態と課題—国土政策における地域性を再認識・継承する一手法として—」, 平成 22 年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書